

鉄道駅周辺の自転車通行空間整備計画書

【2020 年（令和 2 年）3 月策定、2022 年（令和 4 年）12 月改定、2026 年（令和 8 年）3 月改定】

1. 背 景

本市では平成 26 年 3 月に「ふじさわサイクルプラン」を策定し、基本方針の 1 つとして安全で快適に通行できる自転車通行空間づくりを掲げています。特に自転車利用が多くなっている「藤沢駅」、「辻堂駅」、「湘南台駅」、「長後駅」の 4 つの鉄道駅周辺では、幹線道路を中心として設定がされた将来的な自転車ネットワーク路線（以下、「将来ネットワーク路線」という）とは別に歩行者との安全性により着目した鉄道駅周辺の自転車ネットワーク路線（以下、「駅周辺ネットワーク路線」という）を設定して整備を進めることとしています。

また、駅前交通広場の歩道では、道路交通法上で認められていない自転車通行が多く見受けられます。一方で、駅前交通広場内の車道部分では路線バス、タクシー、自動車等が停車や発進を繰り返しており、交通の動線が輻輳する状況となっているため、駅前交通広場に自転車を誘導せずに歩道では自転車の押し歩きを促進することが重要です。

2. 目 的

エリア内の「駅周辺ネットワーク路線」において、安全で快適な歩行空間及び自転車通行空間を確保することを目的とします。また、駅前交通広場などの市街地の中心部（以下、「駅中心部」という）において、車道では、「駅周辺ネットワーク路線」の設定をしないことで、車道での自転車とその他交通との接触事故を防止すること、歩道では、「自転車押し歩き」を基本とし、より安全な歩行空間を確保することを目的とします。

3. 整備の考え方

(1) 「駅周辺ネットワーク路線」の整備

鉄道駅から約 500m の範囲を「鉄道駅周辺自転車通行空間エリア」とし、その範囲内で設定した「駅周辺ネットワーク路線」の整備を行います。

「駅周辺ネットワーク路線」は、駅周辺道路の配置状況、自転車利用者の動線、自転車関連事故の発生状況、歩道がない通学路、大規模商業施設付近の路線を踏まえて候補として選定し、自転車の利用実態を確認した上で決定します。

- (i) 駅周辺ネットワーク路線（歩道あり）
歩道があるネットワーク路線では、基本的に自動車交通量と自動車の規制速度から決まる自転車通行空間の整備形態によって整備を行います。
- (ii) 駅周辺ネットワーク路線（歩道なし）
歩道がないネットワーク路線では、安全で快適な歩行空間及び自転車通行空間を確保することを目指し、歩行者の通行位置に配慮しながら、交差点ごとに自転車の通行位置と左側通行を明示する自転車ピクトグラム【左側通行】による整備を行います（図 1）。

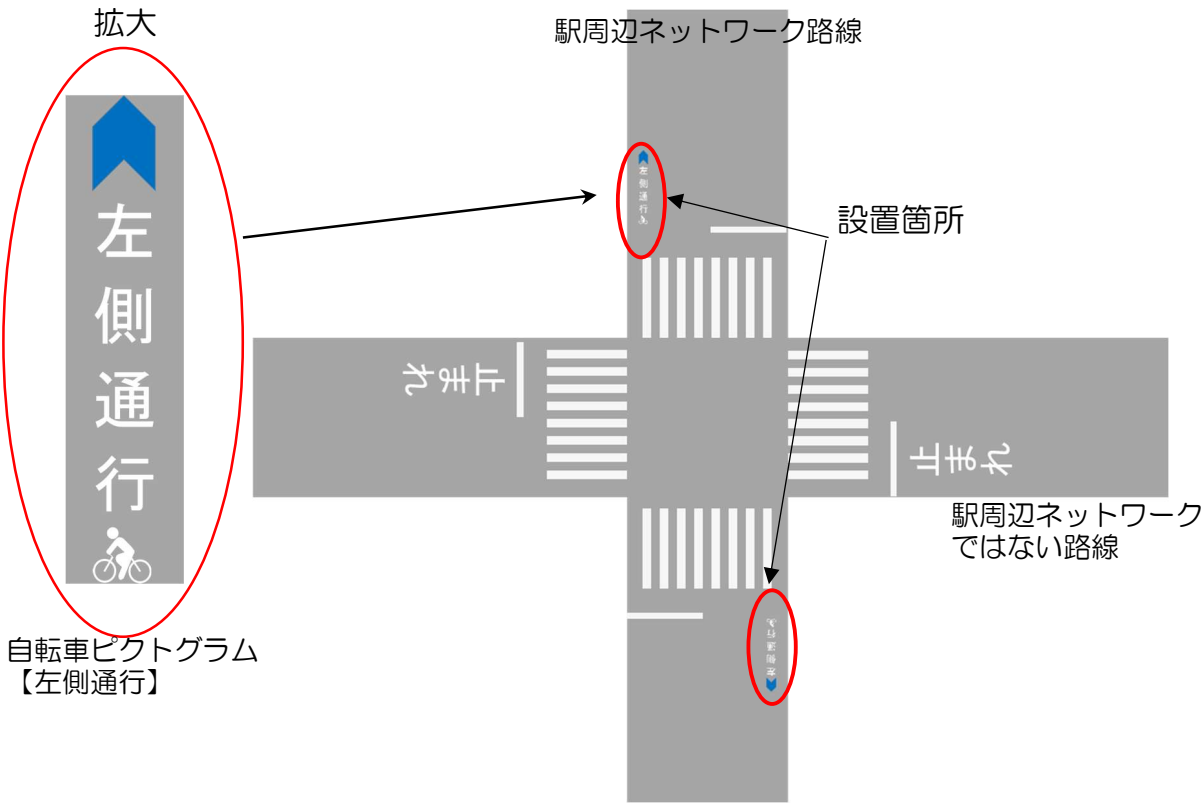


図 1 自転車ピクトグラム【左側通行】の設置イメージ

(2) 自転車利用者の出入口における整備

駐輪場、保育園、公園の自転車利用者の出入口は、自転車の動線と自転車若しくはその他交通の動線が交差する箇所となるため、これら施設の前面道路に自転車ピクトグラム【左側通行】を設置します（図 1 と同様）。

(3) 駅中心部における「自転車押し歩き」の案内標示

駅中心部の外周道路と駅前交通広場のそれぞれの歩道において、歩行者の通行に支障にならない範囲で「自転車押し歩き」を促す案内を設置します（図 2）。



図 2 「自転車押し歩き」の案内の例

4. 自転車通行空間整備計画図

(1) 藤沢駅周辺の自転車通行空間整備計画図

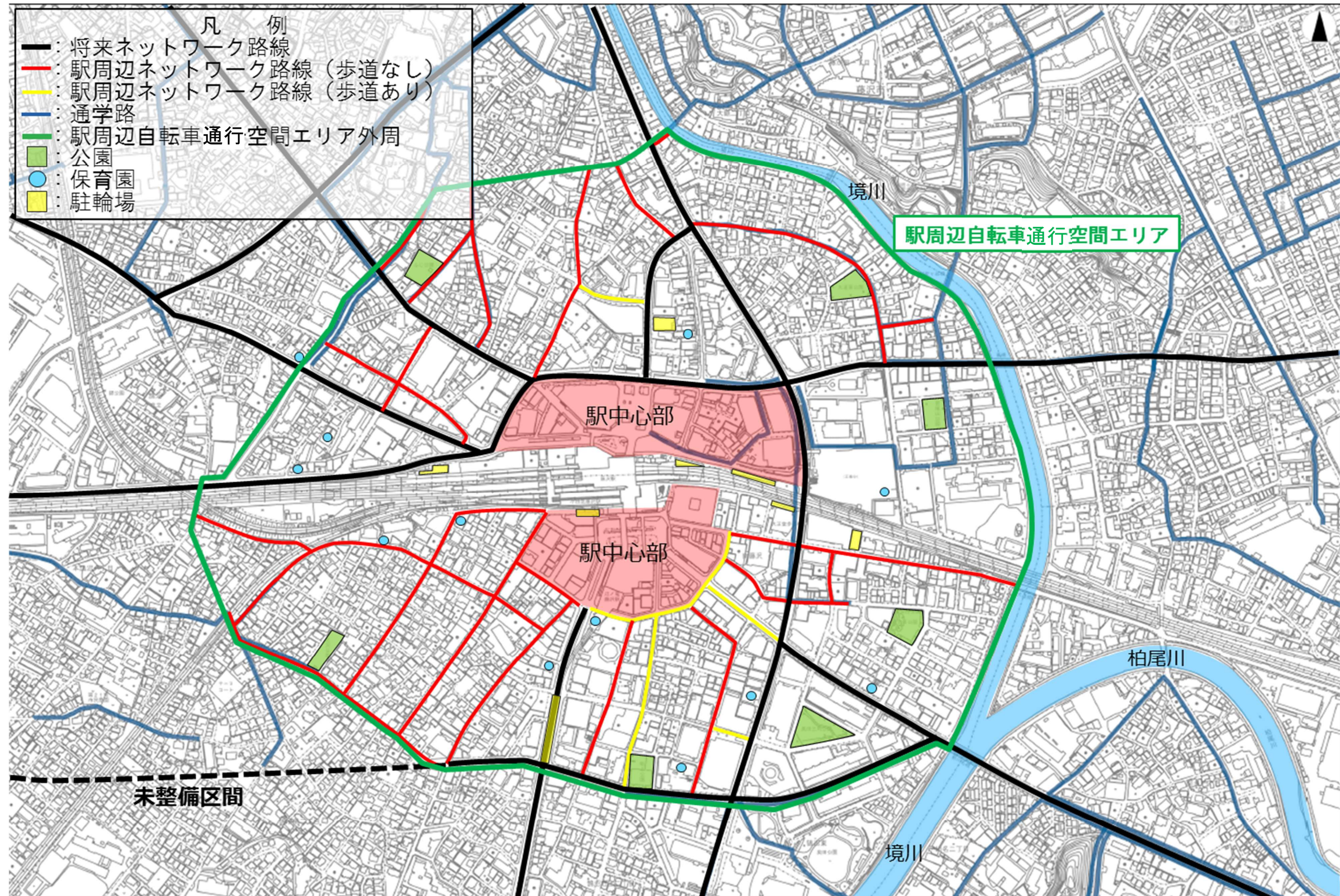


図3 藤沢駅周辺の自転車通行空間整備計画図

(2) 辻堂駅周辺の自転車通行空間整備計画図

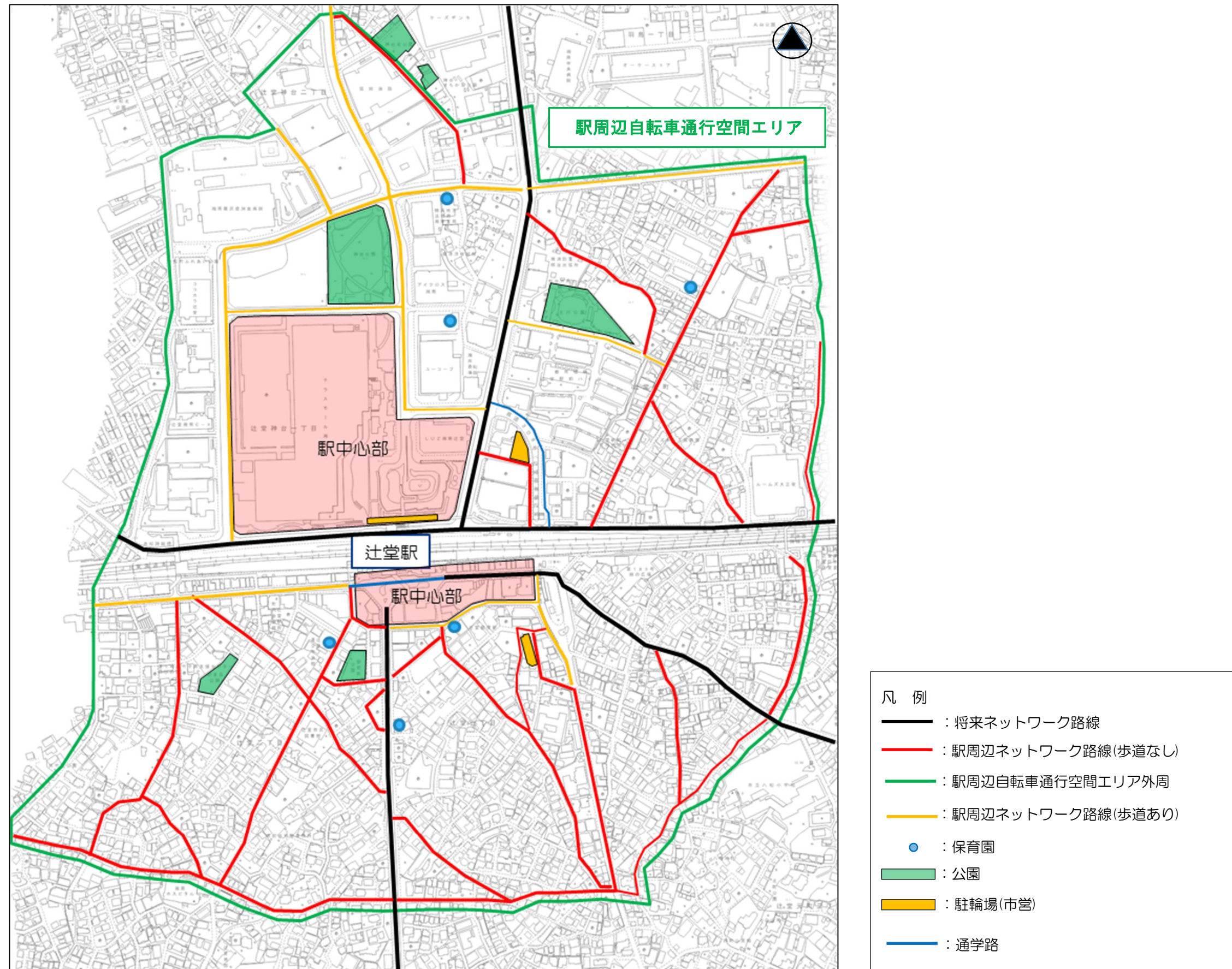


図4 辻堂駅周辺の自転車通行空間整備計画図

(3) 湘南台駅周辺の自転車通行空間整備計画図

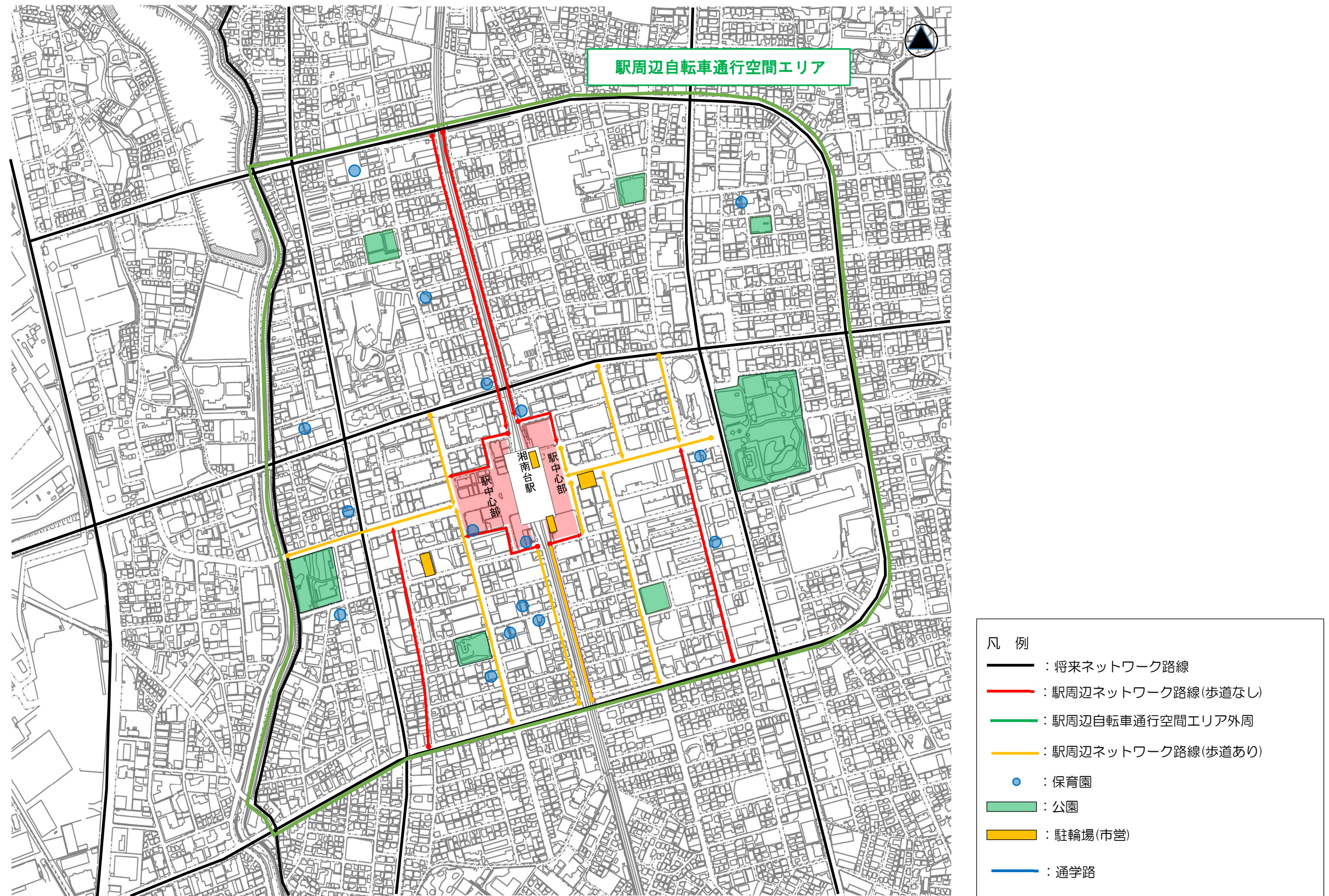


図 5 湘南台駅周辺の自転車通行空間整備計画図